

本号で公布された
法令のあらまし

◇独立行政法人工業所有権総合情報館法の一部改正に伴う経過措置に関する政令（政令第三〇号）（経済産業省）

- 1 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律附則第五条第二項の政令で定める日（以下「指定日」という。）を平成十九年一月一日とすることとした。（第一条関係）
- 2 独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）に職員を引き継ぐ特許庁の部局又は機関は、総務部、審査業務部及び特許審査第一部に置く課又はこれに準ずる室のうち経済産業省令で定めるものとすることとした。（第二条関係）
- 3 情報・研修館が国から承継する権利及び義務は、経済産業大臣が指定することとした。（第三条関係）
- 4 情報・研修館の理事長が指定日の前日までに申請したときに限り、情報・研修館に対し、国有財産を無償で使用させることができることとした。（第四条関係）
- 5 この政令は、公布の日から施行することとした。

政 令

独立行政法人工業所有権総合情報館法の一部改正に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百三十号

独立行政法人工業所有権総合情報館法の一部改正に伴う経過措置に関する政令

内閣は、特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十九号）附則第五条第二項、第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（独立行政法人工業所有権情報・研修館への職員の引継ぎ等に係る政令で定める日）

第一条 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律（以下「法」という。）附則第五条第二項に規定する政令で定める日（以下「指定日」という。）は、平成十九年一月一日とする。

（独立行政法人工業所有権情報・研修館に職員を引き継ぐ特許庁の部局又は機関）

第二条 法附則第五条第二項の政令で定める特許庁の部局又は機関のうち指定日の前日に係るものは、総務部、審査業務部及び特許審査第一部に置く課又はこれに準ずる室のうち経済産業省令で定めるものとする。

（独立行政法人工業所有権情報・研修館が国から承継する権利及び義務）

第三条 法附則第五条第四項の政令で定める権利及び義務のうち指定日の前日に係るものは、次のとおりとする。

一 特許庁の所属に属する物品のうち経済産業大臣が指定するものに関する権利及び義務

二 独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一十一号）第十一条第四号、第六号及び第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に関し国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のものであって、経済産業大臣が指定するもの

（独立行政法人工業所有権情報・研修館による国有財産の無償使用）

第四条 法附則第五条第五項の政令で定める国有財産のうち指定日の前日に係るものは、同日において現に専ら第二条の経済産業省令で定める課又はこれに準ずる室に使用されている庁舎等（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第百十五号）第二条第二項に規定する庁舎等をいう。）とする。

2 前項の国有財産については、独立行政法人工業所有権情報・研修館の理事長が指定日の前日までに申請したときに限り、独立行政法人工業所有権情報・研修館に対し、無償で使用させることができる。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣 甘利 明
内閣総理大臣 安倍 晋三

告 示

○防衛庁告示第百九十二号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成十八年十月十八日

防衛庁長官 久間 章生

期 間 平成十八年十一月一日から同年十二月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区 域

日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次連結する線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

- (ア) 北緯四一度四三分〇九秒
東経一四二度五九分四六秒
- (イ) 北緯四一度二〇分一〇秒
東経一四二度五九分四六秒
- (ウ) 北緯四一度二〇分一〇秒
東経一四二度五九分四六秒
- (エ) 北緯四一度四五分三九秒
東経一四二度五九分四六秒
- (オ) 北緯四一度二七分一〇秒
東経一四二度四二分四六秒
- (カ) 北緯四一度四四分〇九秒
東経一四二度五七分四六秒

その他 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛庁告示第百九十三号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成十八年十月十八日

防衛庁長官 久間 章生

期 間 平成十八年十一月一日から同年十二月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区 域

三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次連結する線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六七メートルまでの間

- (ア) 北緯四一度一〇分一〇秒
東経一四三度一一分四六秒
- (イ) 北緯四〇度五三分一〇秒
東経一四三度一一分四六秒
- (ウ) 北緯四〇度四四分一〇秒
東経一四三度一一分四六秒
- (エ) 北緯四〇度五〇分一〇秒
東経一四三度一一分四六秒
- (オ) 北緯四〇度五〇分一〇秒
東経一四三度一一分四六秒
- (カ) 北緯四一度一〇分一〇秒
東経一四三度一一分四六秒

その他 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

○防衛庁告示第百九十四号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成十八年十月十八日

防衛庁長官 久間 章生

期 間 平成十八年十一月一日から同年十二月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。